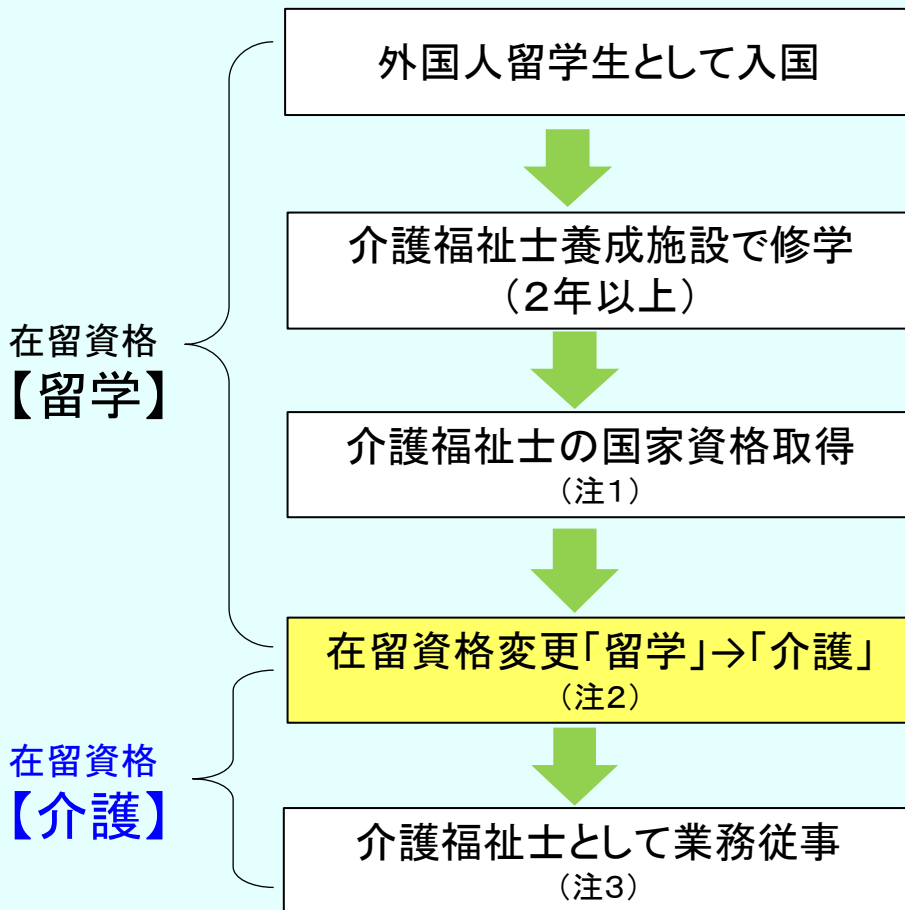


【典型的な流れ】



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となります。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられています。

(注2) 一旦帰国した上で、「介護」の在留資格で新規入国することも可能です。

(注3) 在留状況に問題がなければ、在留期間の更新が可能であり、その更新回数に制限はありません。配偶者及び子が「家族滞在」の在留資格で在留することも可能です。